

一般社団法人 Enactus JAPAN 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Enactus JAPAN と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、学生と学界とビジネス界それぞれの、現在そして未来のリーダーが集うコミュニティをつくり、彼らの起業家精神に基づく行動が、日本各地の生活の質を向上させ、世界の平和に貢献し、もってサステイナブルな世界をつくることを目的とする。

2 当法人は、前項の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 大学生等の地域貢献活動や社会貢献活動の機会創出事業
- (2) 大学教員等に対する研修事業
- (3) CSR 連携事業
- (4) Enactus World Cup 事業
- (5) Enactus Student を支援する基金事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があつたとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名譽を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 役員の報酬の額及びその規程
- (4) 事業年度の決算報告及びその承認
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、分割及び事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) その他、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度

の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の2分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、当該出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。また5名以内を副代表理事とすることができる。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会の決議により、理事の中から選定し、複数名となるときは、共同代表とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括管理するとともに、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(責任の一部免除)

第26条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

(開催)

第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。

(4) 前号の請求があつた日から7日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が發せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第4号により監事が招集する場合を除く。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等があるときは、当該理事会で議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年10月31日までとする。

(設立時の役員)

第39条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 金森 康
設立時理事 宮里 大八
設立時理事 石垣 牧子
設立時監事 幸田 敏隆

(設立時の代表理事)

第40条 当法人の設立時の代表理事は、次のとおりである。

設立時共同代表理事 金森 康
設立時共同代表理事 宮里 大八

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

金森 康 兵庫県宝塚市野上3丁目12番50-115号
宮里 大八 沖縄県沖縄市登川2丁目2番17号
長川 幸政 兵庫県姫路市二階町79番地

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 Enactus JAPAN 設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 年 月 日

設立時社員 金森 康 印

設立時社員 宮里 大八 印

設立時社員 長川 幸政 印

定 款

一般社団法人 Enactus JAPAN